

議案第 19 号

みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

みよし市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年三好町条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(給料) 第 3 条 管理者の給料の額は、 <u>月額 929,000 円</u> とする。	(給料) 第 3 条 管理者の給料の額は、 <u>月額 90 万円以内</u> において市長が定める額とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、みよし市特別職報酬等審議会からの答申における市長等の給与の引上げ率に準じ、病院事業管理者の給料の額を改正するため必要があるからである。